

三郷市サイクルステーションの募集及び登録に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、サイクルステーションを整備することにより、更なる自転車利用の促進及び本市の魅力発信に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱においてサイクルステーションとは、自転車利用者が気軽に立ち寄り、休憩や自転車整備を行うことができるなど、自転車利用者向けの別表に定めるサービスを提供する施設をいう。ただし、市長が特にサイクルステーションとして登録すべきと認めた施設にあつては、この限りではない。

(登録条件)

第3条 サイクルステーションの登録を受けようとする事業者は、次に掲げる条件を満たすこと。

- (1) 三郷市内の事業者であること。
- (2) サイクルラックを必ず事業所の敷地内に設置し、道路等にはみ出ないように設置すること。
- (3) 本市の観光情報や走行等の安全に関する情報提供に協力できること。
- (4) 本市の求めに応じ、利用状況や意見等の調査について協力ができること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業者は、サイクルステーションとして登録しない。

- (1) 三郷市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に関連すると認められる者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- (3) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (4) 本市の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

(登録料)

第4条 登録料は無料とする。

(登録の申込)

第5条 サイクルステーションの登録をしようとする事業者は、三郷市サイクルステーション登録申込書（様式第1号）により、市長に申し込むものとする。

(登録)

第6条 市長は、前条の規定による申込書の内容を審査し、登録事業者として決定したときは、三郷市サイクルステーション登録（変更）承認通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(登録内容の変更)

第7条 登録事業者は、登録申請の内容に変更があつたときは、速やかに三郷市サイクルステーション登録変更届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は前項に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは三郷市サイクルステーション登録（変更）承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(登録の廃止)

第8条 登録事業者は、登録を廃止しようとするとき、または、第3条に定める登録条件を満たさないこととなった場合は速やかに三郷市サイクルステーション登録廃止届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは三郷市サイクルステーション登録廃止承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（ステッカーの交付）

第9条 市長は、第6条により登録した施設に対し、サイクルステーションのデザインを印刷したステッカーを交付するものとする。なお、登録事業者は、登録施設内にステッカーを安全に掲示するものとする。

（貸出備品）

第10条 登録事業者は、次に掲げる備品を予算の範囲内において、市より借り受けることができる。ただし、貸出期間は、貸出日から3年を経過した日が属する年度の3月31日までとする。

- （1）自転車用ラック
- （2）自転車修理用工具
- （3）スポーツサイクル対応式空気入れ

（広報）

第11条 市長は、登録した施設の情報ホームページ等に掲載し、施設のPRを行うものとする。

（登録事業者の責務）

第12条 登録事業者は、サイクルステーションの登録を受けた場合、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）サイクルステーションとしての機能を維持するため、施設を適正に管理すること。
- （2）施設利用者と積極的に交流を図ること。
- （3）市から貸与された備品は、破損や事故等が無いよう、適正に管理すること。万が一破損等を確認した場合は、直ちに使用を中止し、速やかに市長まで報告すること。
- （4）サイクルステーションとしての活動を終了する、又は申請内容を変更する等の場合は、速やかに市長まで報告すること。

（登録の取消し）

第13条 市長は、事業者が前条に掲げる事項を遵守できないと判断した場合、及びその他市長が必要と認める場合は、三郷市サイクルステーション登録取消通知書（様式第6号）により登録を取り消すことができる。

（免責事項）

第14条 市は、サイクルステーション活動時において、登録事業者、利用者、他第三者に発生した損害について、一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月10日から施行する

別表

1 必須サービス

提供するサービス	サービスの内容
サイクルラックの設置	サイクリング用自転車を保持可能なスタンドの設置

2 任意サービス (例)

提供するサービス	サービスの内容
自転車修理用工具の貸し出し	自転車修理用工具を設置し、サイクリストの申し出に応じて貸し出し
空気入れの貸し出し	スポーツサイクルに対応した空気入れ（仏式/米式バルブ対応、空気圧ゲージ付）を設置し、サイクリストの申し出に応じて貸し出し
トイレの貸し出し	サイクリストのトイレの使用を許可
持込ボトルへの無料給水	サイクリストの申し出に応じ、持込ボトルへ飲料水（浄水、水道水）の提供
サイクリスト用無料ベンチの設置	サイクリストの休憩スペースとして、ベンチを設置
自動販売機（飲料）の設置	事業所の敷地内に自動販売機を設置
その他	その他快適なサイクリングに資するサービスの提供